

議案第143号

大阪市職員基本条例の一部を改正する条例案

大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表（第28条関係）			別表（第28条関係）		
項番号	非違行為の類型	懲戒処分の種類	項番号	非違行為の類型	懲戒処分の種類
[略]			[同左]		
32	<u>暴行若しくは脅迫を用いること等により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ若しくはその状態にあることに乗じて、他の職員にわいせつな行為をし、又は職務上の権限に基づく影響力を行使して他の職員と性的関係を結び、若しくは他の職員にわいせつな行為をする</u>	[略]	32	暴行若しくは脅迫を用いて他の職員にわいせつな行為をし、又は職務上の権限に基づく影響力を行使して他の職員と性的関係を結び、若しくは他の職員にわいせつな行為をすること	[同左]

	こと				
[略]			[同左]		
62	放火、殺人、強盗、 <u>不同意性交等</u> 又は 麻薬若しくは <u>覚醒剤</u> の使用若 しくは所持を行 うこと	[略]	62	放火、殺人、強盗、 <u>強制性交等</u> 又は 麻薬若しくは <u>覚 せい剤</u> の使用若 しくは所持を行 うこと	[同左]
[略]			[同左]		
70	暴行若しくは脅 迫を用いること <u>等により、同意し ない意思を形成 し、表明し若しく は全うすること が困難な状態に させ若しくはそ の状態にあるこ とに乗じて、わい せつな行為をす ること又は18歳 未満の者にわい せつな行為をす ること若しくは 18歳未満の者を してわいせつな 行為をさせるこ と</u>	[略]	70	暴行若しくは脅 迫を用いてわい せつな行為をす ること又は18歳 未満の者にわい せつな行為をす ること若しくは 18歳未満の者を してわいせつな 行為をさせるこ と	[同左]
[略]			[同左]		
備考 表中の[]の記載は注記である。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月15日提出

大阪市長 横山 英 幸

説 明

刑法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。